

管理組合理事長様

和泉中央南ハイツ発展のため、日夜ご足労されていることに感謝申し上げます。さて、泉区消防署より、下記の表題に対するご依頼が来ております。

現在、全世帯に取り付けられている警報器は、管理組合で配布されたものであり、これを機に一斉点検を実施を奨励いたします。

また「防災力向上マンション認定制度」を申請することもあり、筆数条件がもれません。

「住宅用火災警報器の一斉点検の実施について」 別紙参照

南ハイツ自治会  
会長 佐藤 茂

令和 6 年 6 月 19 日

自治会・町内会会長様

泉消防署長

## 住宅用火災警報器の一斉点検の実施について（御依頼）

日頃から、地域における防火防災に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、住宅火災発生時の被害軽減に有効とされている「住宅用火災警報器」ですが、平成 23 年の設置義務化から、今年で 13 年が経過し、現在設置されている住宅用火災警報器の多くが、電池切れや故障等で適切に作動しなくなる恐れがあります。

つきましては、防災訓練等の機会に「住宅用火災警報器の一斉点検」を実施していただき、定期的な点検と 10 年を目安とした本体交換を周知するとともに、より一層の地域防災力向上の推進に御協力くださいますようお願いいたします。

## 1 住宅用火災警報器一斉点検とは

防災訓練の前後など、地域で実施日時を決め、一斉に点検していただくものです。

消防署と連携をし、地域で一斉に鳴動させることで、火事と勘違いされる心配がなく、点検に抵抗のある方の点検促進やご自身での点検が困難な方へ効率的な支援が期待されます。

## 2 一斉点検の流れ（例）

(1) 点検日時を決定し、掲示板等により周知します。（別添参照）

(2) 点検日時が決定したら、消防署に事前連絡します。

(3) 点検日当日、各家庭において住宅用火災警報器の点検を実施します。

※ 可能であれば、地域において作動状況の結果確認等をお願いします。必要に応じて、設置・点検・交換が必要な世帯への支援等を御検討ください。

## 3 その他

(1) 点検方法や周知の文面等、サポートさせていただきますので、実施を検討される際には、担当まで御連絡ください。

(2) 住宅用火災警報器は高所に設置されている場合が多いため、傘などの長い棒を使って点検ボタンを押すなど、安全に実施するよう留意してください。

(3) その他御不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

【担当】泉消防署総務予防課

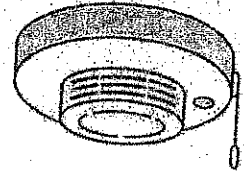
三浦・友永

電話 (801)0119 / FAX (801)0119

〇〇自治会の皆様へ(世帯配布用)

# 〇月〇日(日)の9時00分～ 住宅用火災警報器の一斉点検を行います

住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから今年で13年になります。  
本体の寿命は約10年です。  
気付かないうちに電池が切れているかもしれません。  
住宅用火災警報器の点検は、お住まいの方が行わなければなりません。



## ～点検方法～

1 自宅の住宅用火災警報器を探しましょう。

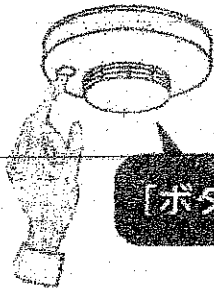
寝室

台所

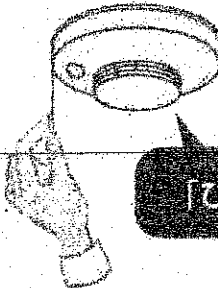
階段

2 「ボタンを押す」もしくは「ひもを引く」

※ 高い台に乗ると危険ですので、  
長傘や棒でボタンを押すことを  
おすすめします。

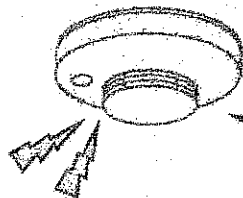


「ボタンを押す」



「ひもを引く」

3 正常を知らせる音声や警報音を確認



正常です

☑ 音が鳴らない場合

電池切れや故障の可能性があります。速やかに交換しましょう。  
(購入は、インターネット、ホームセンター等で購入できます。)

☑ ご自身での点検・交換が困難な場合

泉消防署 総務・予防課までご相談ください。

TEL:045-801-0119 Mail:sy-izumi-yobo@city.yokohama.jp